

平成21年柴田町議会第2回臨時会会議録（第1号）

---

出席議員（18名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
13番	佐藤 輝雄	君	14番	星 吉郎	君
15番	加藤 克明	君	16番	大沼 惇義	君
17番	白内 恵美子	君	18番	我妻 弘国	君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口 茂	君
副町長	小泉 清一	君
会計管理者	小林 功	君
総務課長	村上 正広	君
企画財政課長	水戸 敏見	君
まちづくり推進課長	菅野 敏明	君
税務課長	永井 裕	君
町民環境課長	吾妻 良信	君
健康福祉課長	大宮 正博	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
地域産業振興課長併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君
都市建設課長	佐藤 輝夫	君

上下水道課長	大久保 政 一 君
槻木事務所長	高 橋 礼 子 君
危機管理監	佐 藤 富 男 君
地域再生対策監	大 場 勝 郎 君
公共工事管理監	小 野 宏 一 君
長寿社会対策監	平 間 忠 一 君

教育委員会部局

教 育 長	阿 部 次 男 君
教育総務課長	小 池 洋 一 君
生涯学習課長	丹 野 信 夫 君

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松 崎 守
主 任 主 査	遠 藤 幸 恵
主 査	太 田 健 博

---

議 事 日 程 (第1号)

平成21年4月27日(月曜日) 午前10時 開 会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 陳情第1号 柴田町・村田町・大河原町合併協議会からの離脱に関する陳情
- 第 4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成20年度柴田町一般会計補正予算)
- 第 5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成20年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算)
- 第 6 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成20年度柴田町老人保健特別会計補正予算)
- 第 7 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成20年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算)
- 第 8 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成20年度柴田町介護保険特別会計補正予算)
- 第 9 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成20年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算)

第10 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて  
(柴田町町税条例等の一部を改正する条例)

第11 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて  
(柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成21年柴田町議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において3番佐久間光洋君、4番高橋たい子さんを指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（我妻弘国君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期については、議会運営委員会の協議の結果、本日1日と意見が一致いたしました。よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

なお、本日、報道関係の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

---

### 日程第3 陳情第1号 柴田町・村田町・大河原町合併協議会からの離脱に関する陳情

○議長（我妻弘国君） 日程第3、陳情第1号柴田町・村田町・大河原町合併協議会からの離脱に関する陳情を議題といたします。

その取り扱いを議会運営委員会において協議した結果、請願と同一の取り扱いとし、委員会

の付託を省略して、本会議での審査とすることに意見の一致を見ました。

お諮りいたします。陳情第1号について、会議規則第90条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は委員会の付託を省略し、本会議において審査することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 今回の議案は、離脱に関する陳情書ですが、陳情者がこの場に出席しておりませんので、これに関連して執行部、町長の考えを伺いたいと思います。

私の考えは、当初から住民投票を実施して、そして住民投票に際しては、町民に対しては正確な判断材料を提供して行うということを合併協議の最前から進めてまいりました。しかし、同時にこの合併協議の中で、例えば、そこにかかわる自治体の自治権に対して重大な介入あるいは圧力が加えられ、そして自治権に危機が及ぶという場合には、正当防衛として合併協議会からの離脱ということも含めて方法としては考えられると思っています。

ただ、その際にも、何よりも重要なのは、合併協議そのものはもちろん住民が主人公の観点で、そこに住んでいる住民がどう考えているか、そこが最も重視されなければなりません。それと同時に、例えば自治権に危機が及ぶと判断される場合であっても、あくまで町民に対しては、その事情が納得されない限りは大義名分となり得ないというのも事実であります。

そこに際して、今回上げられている陳情は、合併協議会からの離脱を求める陳情であります。もし仮にこの陳情書のとおり離脱をしてほしいという決議が上がった場合に、町長はどのように考えるか伺いたいと思います。

それで、まず現状で合併協議がどのような状態にあるかという認識を伺いたい。

それから、この問題については、二つの説明責任があると考えられます。

一つは、合併協議会が設立された冒頭で、柴田町は村田町、大河原町と住民投票を行うということを協定を結んでおります。そのことに対して、もし仮に離脱の結論を出すのであれば、柴田町として大河原と村田に対して説明責任があると考えますが、その点についてどう考えられるか。

もう1点は、何よりもまず町民に対する説明責任の問題であります。先ほどお話ししたとおり、町民に理解が得られなければ大義名分はどこまで行っても机上の空論にすぎません。

その点で、この町民に対する説明責任をどのように考えておられるか。

以上3点、町長に伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 町長。

○町長（滝口 茂君） まだ議会で議決をされておられませんので、私がここで発言するのはいかななものかと思えますけれども、まず、法定協議会の状況についてはお話しできるのかなというふうに思っております。

法定協議会は、どうも初めから合併ありきの考え方がございまして、十分に私としては議論を尽くしていない状態だと。特に住民が関心があるのは、これからの暮らしの中で水道料金が上がるのか下がるのか、それから、介護保険料が上がるのか下がるのか、本来であればそこをきちっと説明して、そして住民に判断材料を提供するというのが法定協議会の趣旨ではないかなというふうに思っておりますが、どうも期限を意識しすぎて、合併の是非についても議論の深まりが足らなかったのかなというふうに思っておったところでございます。

ですから、法定協議会は、8回だったと思うんですが、重ねたんですが、残念ながら材料を十分提供できる状態にはなっていないというふうに感じております。

二つ目の、離脱を決意したわけではないので一般論としてお話をさせていただきますけれども、やはり、まずはこの議会にお話しするのが筋かなと。そして、柴田町の住民に説明会等を開いてこの経緯は十分説明しなければなりません。

それから、法定協議会は、まずは正副会長会議にこの一連の流れというんですか、そういうものをきちっと説明してご理解をいただく、それで正副会長会議で柴田町の事情をご賢察いただければ、当然、法定協議会の中でいろいろな議員さんがそれぞれの町の将来を思って議論を重ねたわけですね。ただ、その選択すべき道は違っているものですから、それについても、私は発言の機会を得て皆さんに十分柴田町のいきさつ等をお話ししたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 発言をしにくいというお話でしたけれども、もし、その説明責任を果たすというのであれば、合併協議の場以外でもきちっとした申し入れ等が必要だというふうに思いますので、その点についてお考えを伺いたいというのと、それから、柴田町民に対しては、説明会等を開くということで考えているということを確認してよろしいでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 町長。

○町長（滝口 茂君） まず議会に対して説明するというのが第一義的かなと。それから、きち

っと説明会を開いて、7年も合併問題を引きずっておりますので、ここできちっと状況を説明する機会を持たなければならないと、持ちたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、採択することに反対の方の発言を許します。12番舟山 彰君。

〔12番 舟山 彰君 登壇〕

○12番（舟山 彰君） 12番舟山 彰でございます。

この陳情書に採択の反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、第1に、今回の合併協議会は3町の住民の署名、発議、そして3町の議会の承認により開始されたものでございます。我が柴田町でも1万人以上の署名が集まりました。これについて、一部の方から「議員が集めたんじゃないか」とか、「いや、義理人情で署名してしまった」というようなご意見もありますが、やはり1万人以上の方が自分の名前、住所、そして判を押したというこの事実をここで改めて再認識すべきだと思います。いろいろこの陳情書等にも書かれておりますが、まず私は、ここにいる議員、そして町民、町執行部に対して、この署名が集まった、そして開始されたという重要性を再認識してほしいというふうに訴えたいと思います。

第2に、この陳情書等にも、この前の町会議員選挙のことが書いてありますが、投票率62.43%、逆に言いますと37.57%の方は投票しておりません。そして、この前の町会議員選挙、町の広報等を見ても、はっきり合併反対と書いている方もいらっしゃいましたが、新人候補の方などは、はっきりとは書いておりません。町民の中、つまり有権者の中には、この前の町会議員選挙が合併に関してだけの、イエス・ノーだけの選挙ではなかったという方が大勢だと思います。

そしてこの陳情書には、結果からもう合併はすべきじゃない、住民投票もすべきでないというように断定的に書かれておりますが、私はこれは早計だと思います。まだまだ、この前の町会議員選挙の結果だけで、町民の総意というものを判断するのは早すぎると思います。

それから3番目、今回の合併協議、先ほど町長も7年来、8年来というようなことを言っておりますが、柴田郡4町のうちの3町にかかわる重要な問題でございます。明治の合併、昭和の合併、そして今回平成の合併、合併は言うなれば50年、100年にかかわる問題ござい

ます。あした合併協議会があるから、きょうここで離脱について審議し、町長は先ほどからどうこうは言っておりませんが、この日程の組み方から判断しても、はっきりもう町長はここで11人の議員の賛成により、議長を除けば10名になりますが、この陳情書、合併離脱について採択されるという見込みで、あした合併協議会においてはもうすぐに合併離脱を表明することをもうもくろんでいると。

なぜそのように私が申し上げるかという、23日に全員協議会というのが召集されました。そこで、この扱いをどうするか話し合い、そこで臨時議会を開くか決め、手続がされて、初めてきょう27日議会が召集されるんですが、私どもが渡された議案書を見ますと、専決処分というものが10件ぐらい渡されております。つまり、町執行部としては、もうきょう臨時議会が開かれるということを見込んでの手続を踏んでいる。つまり、町長の意向を酌んで10名の議員が臨時議会の召集手続を進めたと。

本来、先ほどから私が申し上げているようなこの3町の大事な将来のことを決めるものを、もう二、三日の手続だけでやってしまおうとしている。そして、私は、その全員協議会のとくに申し上げました。もっと期間を置いて、町民にもこういう議会が開かれるということをもっと周知すべきではないかと。きょうは、もう定員オーバーぐらいの傍聴者の方がいらしていますが、本来ならばもっともって町民に来てもらう。それともあらかじめ臨時議会を開く前に、議会としてもこの扱いについてどんどん討論する、その場を町民にもっと見せるべきではなかったかと。

50年、100年のことを二、三日のうちに決める、私はその臨時議会の召集を要求した10名の議員、特に新人5名の方に聞きたい。全員協議会のとくに、皆さん一人一人意見を述べましたが、残念ながら傍聴した町民の方は、「何だあの議員たち、正直言って、はっきりした意見を持っているのか」と。

まず、そういうわけで、私としましては今すぐここで採択すべきではない、全員協議会においても私を含め7名の方はまだ時期尚早だというふうに意見を述べました。そのことについても新聞等でも述べられましたが、私は、ここで特に反対討論をするのは、時期が早すぎるのではないかということでございます。

そして、最後に申し上げたい。日本国憲法では国民主権と言われております。町政においては町民主権でございます。町民が主体でございます。その町民の意見を聞くためには、議会選挙、町長選挙もございしますが、今は住民投票という手段がございします。あくまでも住民が主体でございます。今回、合併協議会から離脱することなく協議を進め、その決まったこ



とについて説明会を行い、あくまでも最後は3町の住民による投票で決めるべきだと思います。自分の意見を述べる権利を奪う、町民からその権利を奪うこと、これは、町民からは柴田町議会の歴史に汚点を残すというふうに思われるように私は危惧をいたします。

そして最後の最後、2月の議会において基本条例というのが否決されました。ただし、最近の新聞にも載っておりますが、その基本条例には住民投票の常設化ということがうたわれております。町長、それから合併反対派の議員なども、2月のときはその基本条例を通そうとしたはずです。その方たちが今度は住民投票はやらない、やったらどうなるかわからないという心配からだかわかりませんが、住民投票という道を閉ざそうとしております。きょうおいでの町民の方、本来ならば、ここから帰ってほかの町民の方にも本来はこういうことをもっと訴えていただきたい。そのためにも、私はまだ時間が必要だと思っております。

最後の最後に申し上げます。特に新人の5名の方、自分が議員として選ばれましたけれども、本当に先ほどから申し上げるように、50年、100年の大事なことを決める判断でございます。よくよくお考えの上、私としてはこの陳情書への採択、反対をしていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 次に、採択することに賛成の方の発言を求めます。17番白内恵美子さん。

〔17番 白内恵美子君 登壇〕

○17番（白内恵美子君） 17番白内恵美子です。

私は、柴田町・村田町・大河原町合併協議会からの離脱に賛成いたします。

3町合併には反対という住民の意思が3月22日に示されました。3町合併が最大の争点となった柴田町議会議員選挙の結果、合併反対の議員が過半数を占めたのです。新人の方もしっかりと合併反対の意見を持っております。考え方はしっかりしております。合併反対の住民の意思を尊重し、柴田町は合併協議会から即刻離脱すべきです。これ以上合併協議を続けることは、時間と労力と経費のむだでしかありません。

昨年6月に住民発議による合併協議会設置の同一請求が行われ、多数の署名が集まったにもかかわらず、「署名は地域の有力者や知り合いに頼まれ、断りきれずにしてしまったもので、合併には反対だ」、「前回破綻した3町の合併は考えられない」など、合併反対の声が圧倒的に多く、合併賛成の声は余り聞こえてきませんでした。合併賛成の方に理由を尋ねると、「合併すれば3町の抱えている借金がゼロになる。国から200億円もらえると説明されたから」という答えが返ってきました。間違った情報が伝わっており、残念ながらそれを信じ

ている方も少なからずおりました。

また、合併協議会が行ったアンケート結果では、合併に期待することの項目で「効果はない」と答えた人が前回と比べ倍増し、自由意見欄でも合併反対の声が賛成の声を大きく上回りました。

前回の3町合併が破綻してからの4年間で、合併を取り巻く社会状況は大きく変わりました。全国町村会の平成の大合併の検証によれば、合併してよかったという声はほとんど聞こえず、むしろ住民と行政との距離が遠くなり、周辺部が廃れ、地域間格差が拡大したとのこと。大きな夢を抱いて合併した自治体が悲鳴を上げ、合併しなければよかったと後悔しているのです。今月も、4年前に合併した市において現職の市長が相次いで落選しており、合併後の市政運営の難しさを示しています。

これらの検証結果を見れば、合併せずに自立の道を進むべきなのは明白です。幸いにも柴田町民は、国や県の合併推進の旗振りにもかかわらず、議員選挙において自立の道を選択しました。その英断に心から拍手を送ります。

さて、柴田町議会は、この住民の皆さんの英断にこたえねばなりません。合併反対の意思を尊重するには、3町合併協議会からの早期離脱が必要です。今回の陳情のとおり、多くの方々が合併協議会からの離脱を今か今かと待ち望んでおります。柴田町議会は、今ここで高らかに合併協議会からの離脱を宣言すべきです。そして、気持ちを新たに、住民との協働による自立の町づくりを進め、住んでよかった、将来も住み続けたいと思える柴田町へ向かって、力強く歩き出しましょう。同僚議員の皆さんの賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（我妻弘国君） 次に、採択することに反対の方の発言を求めます。13番佐藤輝雄君。

〔13番 佐藤輝雄君 登壇〕

○13番（佐藤輝雄君） 13番佐藤輝雄です。

私は合併離脱の反論をいたしたいと思います。

まず、基本的に、一番今柴田町がもめているのはなぜなんだろうと。これを思ったときに、やはり町長の変質があるのではないかというふうに私は思います。それは、平成17年3月、3町合併は破綻しました。3月です。ところが、2月に町長はこういうことを言っているわけですね。柴田町長は3町合併の是非の判断は2月20日の住民投票で、「私は、」というのはこれ町長です、「私は、合併は正しいのか正しくないかの判断ではなく、皆さんがどんな地域で一生暮らしていきたいのかの選択であると思っています」。そして、町長はさらにこ

う続けています。「この住民投票は住民の皆さんの意志を直接政治や行政に反映させる、直接民主主義の仕組みの一つである」と、こういうふうに断定しております。つまり、住民が主役なんだとこのときは明言しております。

先ほど白内議員がいろいろ言っていますが、風評に近い。悪評に近い話をしても話にならないと思います。それを決めるとするならば、私は合併賛成の立場、白内議員は反対の立場、どうしてもできなければ決めるのは住民の皆さん、主役です。そういうふうに私は思います。

それから、そのときの結果として柴田町の投票率46.59%、50%になりませんでした。そのときの町長は50%に満たない場合には票は開けないと。今回も言っていますが、50%なければ票は開けないと言っているわけです。ところが、開けた結果、賛成が9,760票、反対が4,698票でした。それから、我々議会の議員は3町合併を模索しました。それはどうしても今から福祉とか少子高齢化とか、そういうものを考えれば当然合併せざるを得ないからであります。

そして、その中で町長からはこういうふうな新聞投書をいただきました。これは平成19年ですが、町長みずからの新聞投稿で、「合併は住民の意欲が成功の鍵である」と。「議員、つまり合併賛成派の議員は合併後のあるべき都市像や財政シミュレーションを示し、地域の発展に向けた政策プログラムを公表すべきだ」というふうに述べております。

今、実際的に、私は法定協議会の委員として、みんなあしたの議案書ももらっております。その中でもらっているやつは新市基本計画も出ました。マスタープランですね。つまり、町はどうあるべきかと、財政シミュレーションもいただきました。こうあるべきだ。その中では、先ほど来言われているのは財政破綻とか何とかありません。

そういうふうに、一つの物事をそのときには出せと言って、今度は出た段階で離脱したいというふうな議員がいる。まさに天につばするものと言いますか、そのような感じがいたします。

さらに、今度は平成20年6月、柴田町の住民発議によって法定協議会が発足しました。これはいろいろ言われます。反対、賛成、それからぎりぎり書かせられた。しかし、先ほど舟山議員が言うように、1万人の人が皆書かせられたと、そういう話はないと思うんですよ。基本的に言えば50分の1、約700人弱で済むわけですから、住民発議というのは。それに対して1万人近くの人が集まった。やはりそのことについては、町民の皆さんの考え方を深く考えるべきだし、思慮すべきだというふうに私は思っております。

それから、去年あたりから町長の行動が基本的に反対の立場をとってきました。私も、この議場で何回もやりましたが、反対だと。一生懸命になって反対の資料を集めていましたね。この間やったときにも。本当に柴田町のことを考えるよりも、なんか合併反対の資料を集めていたのかなというふうな感じすらいたしました。

やはり、それから平成21年度、今度ですね。予算が765万8,000円、これは住民投票の予算です。これは計上されております。つまり、要はことしの7月、つまり、今は4月ですね。5月、6月、7月には住民投票をする、それは765万8,000円でやるんだということまで決まっているわけです。ここまで決まっておきながら、今離脱したい。離脱の意味はどういうこと、私はわかりません。

さらに、3月に、先ほど白内議員から言われたように、議員が確かに合併反対の議員が11名、賛成議員が7名になりました。しかし、私はこの議会において、この間、23日全員協議会が始まるまで、5名の方たちが合併反対だということは本人の口から聞いたことはございません。ところが町長はもう、反対派なんだ、法定協議会の中で反対派が多くなったんだと。町長がいつでも言っているように、公明正大な政治と言っています。我々知らない間に反対派がなんか11名でき上がったんだと。これは町長のやり方としてはいかがなものかというふうに私は思います。やはり公明正大にやるべきではなかったのかなというふうに思います。

それから、23日にいろいろな話が出ました。今、大体白内議員が言ったやつですね。我々が、11名が結論を出せる。それから、いろいろな風評がある。ところが風評が、20億円だか200億円かわかりませんが、そのお金が来るなんて我々は知らないんですよ。ところが、誰かが言っているんですね。西住小学校と柴田小学校は合併すれば統廃合でなくなるとか。この話は我々はわからないわけです。教育長に聞いて、教育長はそういうことはありませんと言っているわけです。ところが、それは勝手にひとり歩きしているわけですね。誰かが言っているわけですよ。合併反対のための。

そういうふうに、議会の中においても猜疑心が出てきています。それはやはり柴田町にとっては不幸なことだと私は思います。やはり、そういうのがあった場合にはきちんと住民の皆さんに決めていただく、それが正しいと思います。

特に、これも大分柴田町と同じような状況ですが、青森の風間浦という村があります。これでようやく出てきたのが住民投票で主役、住民が決めなさいと。議会じゃないんだということが出ています。住民投票の実現でやっと住民が議論に参加できるようになった。今のと

ころは住民の人が参加していません。法定協議会だけです。あるのは。ところが、この風間浦では、住民投票の実現でやっと住民が議論に参加できるようになったと喜んでいる。反対を唱えてきた村民の1人は、住民投票で合併賛成となれば結果は尊重する。これほど明確に住民の皆さんに任せるんだと。

この間、23日にとんでもない話が出たと思います。合併が、こういうふうに両者がいろいろ反対賛成であるときに、我々10人が合併を決められるんだと。きょうがどうなるかわかりませんが、そうあつてはならないと私は思います。やはり住民が、3万人以上の有権者が、たかだか10人の議員によって柴田町の路線を決められる、こういうことはいかがなものかというふうに私は思います。

そしてさらに、きのう、住民投票へ結束ということで、柴田郡3町合併の大河原・村田・柴田町の3町合併問題から、それを続けてくれという合併推進柴田町民の会がきのう決起集会が行われたと書いております。その中で、必ず出てきているのは、町民の方が言っているのは、数で押し切られては困る。数というのは10対7ですから。数で押し切られるのは困る。やはり10対7で決まる問題ではないし、それから、そのときに来た栗原市長が、県南は地の利があるすばらしい場所である。住民の知恵と努力で光り輝く町づくりに取り組むことが大切だと。つまり、要はどういうことを言っているかということ、栗原は10町村です。ここは3町です。あちらは800キロ平方メートルの、5倍です、ここの。ここは157キロ平方メートル。

つまり、基本的に言って、あくまでも住民が自分たちの手で、これだけもめていけば自分たちの手で決める、先ほど来いろいろ言われましたが、やはり住民の皆さんが決めれば一番いいと。私は、その中で肅々と皆さんの判断に基づいたものとして従っていきたいというふうに思います。やはり、住民の皆さんに、決まっているわけですから。

そしてさらに、最後に一言言わせてもらいますと、先ほど言いましたように、新市基本計画が出ています。それは我々も受け取りました。それを開く段階に来ているわけだ。あした開かれます、それは。法定協議会で。それを閉じろということをきょう言っているわけです。あした開いて、どういう町をつくるのか、それで新しい町づくりをどうするのか、決めていくときに、きょう閉じろと。町長が平成19年にその新市の計画、新市のあるべき姿をちゃんときちんとしなさい議員さん、と言ったのが、今出てきているやつでやはり論議するべきだというふうに思います。

合併を離脱しないようお願いして、合併離脱の反対討論にしたいと思います。ありがとう

ございました。

○議長（我妻弘国君） 次に、採択することに賛成の方の発言を求めます。3番佐久間光洋君。

〔3番 佐久間光洋君 登壇〕

○3番（佐久間光洋君） 3番佐久間光洋です。

柴田町・村田町・大河原町合併協議会からの離脱に関する陳情を採択することに賛成の立場で討論いたします。

現在、地方公共団体の財政の健全化に関する法律というのがありまして、地方公共団体、各市町村の財政判断指標というものが公開されております。だれでもインターネットで閲覧することができます。こういった各種データを比較すれば各市町村の財政状況がわかります。その他いろいろなデータがたくさん用意されておりまして、例えば職員の給与水準をとってみても、これはラスパイレス指数という数値で公開されております。柴田町はかなり低い値を出しておりますが、ほかの2町はまだまだ努力の余地があるというふうに判断しております。それから、将来の財政負担率というものも公開されておりまして、これを見れば相当厳しいというふうなところがあることも十分わかります。

柴田町は、これまで支出の削減に努めてまいりまして、最近好転する兆しが見えてきたというふうに判断しております。この状況のままで合併すれば、柴田町のこれまでの努力はむだになるというふうに思われます。そして、むしろ新たな負担がふえるのではないかとというふうな懸念さえされる状況だと考えております。

それから、これまでに合併した他の市町村の状況を見てみますと、財政状況が好転したというふうな例は、私の方にはほとんど届いておりません。むしろ合併しなかった方がよかったと、このような反応の方が多く出ているというふうに判断しております。こういった過去の事実を検証して、この地域に見合った方法を慎重に検討することが最重要な課題だと私は思っております。今すぐ急いで合併する必要などはありません。

それから、前回の合併の話から現在に至るまでの間、特例債や三位一体の改革などの制度の変遷がありまして、合併のメリットと言われるものもなくなってきております。前回のときと状況が変わっておりますので、今、この時点で合併すればどのようになるか示さなければなりません。ところが、そういった変化に対する説明もなく、展望もなく、ただ単に合併があるということでは、一体何のために合併するんだというふうな疑問を持たれても仕方がありません。不安や疑問を抱いたままで町民を合併に巻き込むということは、町民の代表として余りにも無責任な行為だと言わざるを得ません。

今、この柴田町で一番大切なことは、財政の再建と町民との協働の町づくりです。早急に合併協議会を離脱して、不要な支出は削減し、最優先の課題に人的資源を振り分けることが柴田町の将来に役立つものと私は確信しております。

そういったことで、今回の陳情に賛成いたします。同僚の議員の皆様、賛同よろしく願いいたします。以上、終わります。

○議長（我妻弘国君） ほかに討論ありませんか。8番有賀光子さん。

〔8番 有賀光子君 登壇〕

○8番（有賀光子君） 8番有賀光子です。

ただいま議題となっています、柴田町・村田町・大河原町合併協議会からの離脱に反対いたします。

平成の大合併の流れの中で、前回は大河原町議会が合併に反対したことにより破談となりました。今回、新たな住民発議による法定協議会を立ち上げ、来年3月31日をめどに合併を目指す運動を展開中であり、ことし7月には合併に関する住民投票をする予定になっております。その結果、合併最終判断をすることになっているはずであります。

3月に行われた町議会議員の選挙の結果、3町合併に反対する議員が多く当選したことを背景に、いち早く3町の進める法定協議会から離脱するという今回の動きは余りにも横暴であり、住民と約束している7月の住民投票を無視するやり方は住民を軽視するものであります。

これから人口減少が予測される中、少子高齢化が進展し、今後の町づくりに支障を来す懸念があります。また、町では行財政改革に取り組んでいるものの、国の進める改革に伴う地方交付税の削減により、年々財政運営が厳しさを増しています。合併により、行財政の効率化、広域的な町づくり、住民サービスの高度化・多様化、住民の利便性の向上など、その効果を生かした町づくりを進めることができると思います。

今回の合併協議会から離脱することは、住民の意向を無視する暴挙であります。よって、私は、合併を推進する立場から、柴田町・村田町・大河原町合併協議会から離脱するには反対をいたします。同僚の議員の皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 次に、採択することに賛成の方の発言を許します。7番広沢 真君。

〔7番 広沢 真君 登壇〕

○7番（広沢 真君） 7番広沢 真です。

私は、採択することに賛成の立場で討論に参加したいと思います。

先ほどの質疑でも申し上げましたとおり、私の考えは当初から住民投票を行う、そしてその住民投票に当たっては、公正な投票を実現するために町民の前に適正な判断材料を提供するという立場で、町民の皆さんの前にも立場を明らかにして活動を進めてまいりました。

そして、合併協議会は、残念ながら1回目は所用で傍聴できませんでしたが、2回目以降ずっと傍聴してまいりまして、8回目からは私みずから合併協議会委員として参加させていただくことになりました。その中で今回この合併協議の中で今ある状態というのは、今、柴田が持っている重要な、人間で例えれば命のように大切な行財政権に対して重大な圧力がかけられている、侵害されつつある、そのように考えざるを得ないという結論に達しました。

根拠のまず第1点目は、本来すべての自治体に対して、あるいは合併の問題に対して平等であり公平な立場である県の対応の問題であります。

皆さんもご存じのとおり、今回の3町合併法定協議会の第1回目に宮城県の村井知事が参加をされました。その中で、宮城・岩手内陸地震の現状を取り上げて、もし合併をしていなかったら財政的に破綻をしていたかもしれない、そういう発言をされました。本来、災害の救援や復興の対策というのは、国や県が行うものであり、これまでの大災害の実例を見ましても、国や県の支援により財政破綻を起こした自治体は一つもありません。しかし、そもそも市町村で行われる復興対策が行われないようなそういう意味の発言をして、合併に誘導する発言をしました。

それから、第2回の合併法定協議会の中では、柴田町が県の出してきた財政推計の資料の数字をメリット・デメリットの資料としてまとめて提出したのに対して、合併協議会委員として参加していた県の市町村課の課長さんが、柴田町が加工した、そういう発言をされました。これに対しては、柴田町から参加している委員の方からも「加工した」というのは何かデータを捏造したというふうに聞こえるから撤回してほしい、そういう発言も出されてきました。

そして、私はこの問題について、大河原や村田の議員とも示し合わせて、県と合併協議会に対して、地方自治体、町に対する不当な圧力をかけるような発言は撤回してほしいということを、県の市町村課と合併協議会に申し入れをしてまいりました。しかし、この問題については残念ながら撤回も訂正もありませんでした。

そしてまた、今回の合併協議の前の段階から、県が補助事業として県南中核都市実現の会に80万円の補助金を支給しています。しかし、情報公開でこの手続等の資料を検討しました結果、実は補助金の申請の前から、県南中核都市実現の会から出される合併に関しての宣伝



物について、その内容を県の職員同士がメールでやりとりをして、そしてその内容はもっとこうすべきだという意見も付加して活動していたという事実が明らかになっております。

さらには、補助金の申請に当たっては、県に申請したメンバーの名簿の中に、本人が入ったという記憶がない方が3人いたということが明らかになり、県議会の一般質問の中で問題になりました。その中では、この3人については、事務上の手続に不備があったということを経が調査結果として公表しており、実際はかなりずさんな審査が行われていたということでもあります。

以上のことから、本来合併に対して公平で中立であるべき県の対応が、明らかに合併推進の側に傾いて、ましてや一民間団体である合併推進の団体に対して、実際に活動内容に対しても指示を与える。そういう不公正な立場をとっていると断じざるを得ません。

第2点は、合併協の中での議論の問題であります。

私は、前回の4月10日の第8回合併法定協議会から参加させていただいておりますが、それ以前から傍聴をする中で、そもそも合併協議会の議論の進め方については、現在既に合併が行われている自治体に対する検証が著しく不足しているということを感じております。

その中で、私と一緒に活動している方なども参加している町民の団体から、合併協議会に対して、現在合併に関しては、全国の統計を非常に科学的にまとめた全国町村会の調査結果が出されているので、これを合併協議会でもっと活用して検証してほしい、そういう申し入れを会長あてに行ってまいりました。そして、それに対する回答は、文書で検証を行うよう努力するという回答が返ってまいりました。

しかし、4月10日、私が初めて合併協議会に行って、その中で認められたあいさつの中で、同様の全国町村会の資料に基づき時間をとって検証するべきだという発言をした際に、合併協議会の会長である齋 清志大河原町長は、既にメリット・デメリットの議論は終わっている、そういう発言で、具体的な検証をするということについては町民の団体に対する回答も含めて全く違った立場をとられたということでもあります。

そしてまた、合併協議会で議論をするその中身、流れというのは、通常当たり前に考えれば、まず合意をしておいて、その合意の後に実は中身はこうなりますよと示される。財政問題で第8回の合併協議会では職員の身分の話などが議案として出されましたが、その中で、まずは職員の給与を3町の中で高いところに基準を合わせざるを得ないという議論の中で回答がありましたが、そういうことをあらかじめ決めておいて、じゃ財政の裏づけはどうなるんですかという話をしますと、それは新市基本計画の議論が終わらない限りは出せませんと

いう議論でありました。

皆さん、よく考えてみてください。例えば、単独の町の事業であれば、予算の根拠が示されないまま事業が実施されるということはありません。正副会長会議の中で参加しておられる3町長も、予算の手当がつかない事業を予算案に盛り込む町長は1人もおられないと思います。しかし、この合併協議会の中では、そのような議論の形態がなぜか当たり前のように進められています。

そして、住民投票をやるという発言も合併協議会の中では見られております。しかし、それと同時に、公正な住民投票を実現するために3町の町民の前に判断材料、具体的なデータや数字に基づいて客観的に判断できる検証を行うべきだという私の発言に対して、合併推進の委員から激しく不規則発言によって発言を妨害されるという事態が起きました。その中には、先ほど反対の討論をされた方も含まれております。検証を求める私の発言に対して、私の隣の席で、「時間を引き延ばすのか。もうやめようか、もうやめようよ」。そういう発言が何度も繰り返されて、議事運営を行う齋会長も無視できなくなって注意をする、そういう事態にあります。

検証に背を向ける発言をしておいて、この期に及んで住民投票をとというのは一体どのような住民投票を望むのか、そのことが問われなければなりません。今の現状では、検証も行われないまま真っ暗闇の住民投票が行われかねません。

冒頭でもお話ししたとおり、私はそもそも住民投票に関しては公正な投票を実現する、そのために町民の皆さんの前に適切な判断材料を提供するというのを、これまでもずっと続けてまいりました。そして、これからもその立場は変わりません。しかしながら、今挙げた二つの大きな論点から、今回の合併協議に対しては、柴田が本来持っている命のように大切な独自の行財政権に対して、不当な圧力、そしてまた攻撃が加えられていると判断をせざるを得ません。

したがって、柴田町は柴田町の自治権、財政権、そしてまた町民の利益を守るという立場から、正当防衛として合併協議会からの離脱を選択する、そのこともまた正当性があると考えます。これに対しては先ほどの質疑の中で、町長のご答弁で、合併の協定を結んできたほかの2町に対する説明責任、それから議会に対する説明責任、町民に対する説明責任を果たすという、そういうお言葉もありました。私は、その言葉に意気をして、今回の合併協からの離脱を求める陳情に対して賛成の立場を表明いたします。同僚議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） ほかに討論ありませんか。16番大沼惇義君。

〔16番 大沼惇義君 登壇〕

○16番（大沼惇義君） 16番大沼惇義です。

私は、柴田町・村田町・大河原町合併協議会からの離脱に関する陳情に反対する立場から反対討論をいたしますので、同僚議員の賛同をお願いします。

今回の3町合併協議会は、議員各位ご存じのとおり、約1万人の町民の署名により住民発議という形で設置されたものであります。署名した町民の多くは、合併協議会でこの3町が合併した場合どんな町になるのかを議論して、その結果を町民に示してもらいたいと思っているはずでございます。これまで8回の協議会が開催をされ、協議項目もほぼ審議されました。これから新市基本計画が議論されることになっております。

今、この時期に協議会から離脱するという事は、町民の負託を受けた議員として、署名した約1万人の町民にどう説明するのでしょうか。合併反対派の議員は、今回の選挙の結果は合併反対慎重派が多数を占めたから、町民は合併反対の意思表示をしたといいますが、本当にそうなのでしょうか。今回の選挙で合併反対、合併賛成を選挙公報に出して選挙に臨んだ候補者は半数にも達しておりません。それで、どうして町民の意思表示が合併に反対であると言えるのでしょうか。だれがその判断をしたのですか。その判断に誤りがないと自信を持って言える人はいないはずで。

柴田町議会がとるべき正しい道は、協議会を継続して、残りの協定項目の審議を尽くし、基本計画をつくり上げ、住民にきちんと説明することではないでしょうか。大勢の町民はその結果をもとに住民投票を実施して、合併すべきか、自立の道を選択すべきかを判断することが民主主義の常道であると思っているはずで。その町民の願いを踏みにじるような協議会からの離脱に関する陳情には強く反対をして、反対討論といたします。

○議長（我妻弘国君） 次に、採択することに賛成の方の発言を求めます。11番大坂三男君。

〔11番 大坂三男君 登壇〕

○11番（大坂三男君） 11番大坂三男でございます。

3町合併協議会からの離脱に関する陳情に対しまして、採択に賛成の立場で討論いたします。

私は3町合併すると、柴田町の住民におおむね次の3点について大きな不利益がもたらされるというふうに憂慮しております。

一つ目といたしましては、大河原に本庁舎が行くことが決まりました。このことによって、

船岡地区、槻木地区は商店街を初めとして活気がなくなり、衰退していくことが明白であります。

二つ目といたしまして、苦勞して立て直したこの柴田町の財政が、皆さんご存じのような他町の借金返済に充てられ、再び住民にサービスカットや負担増がのしかかってくること。これも明白であります。

それから、合併で地方交付税が段階的に一つの自治体として一本化されて、現在と比較しますと最終的にこの3町で年間約5億5,000万円も減額されることが推計されております。地域に回るお金が現実には減ることは、この地域経済や地元企業等にとって大打撃となります。このように弊害の多い合併は断固避けなければならないと思っております。

平成の合併は、国や県の強引な誘導策と地方自治体の財政難が背景となって急速に進展しましたが、時を経るに従って、全国的に合併の弊害や住民の不満の声が顕在化してきております。優遇期間が過ぎた後は、一体本当にこういう自治体はどうなるんでありましょうか。大変ほかの町のことながら私は心配でございます。

合併は、一度してしまった後は後戻りはできません。合併をするにしても慎重に慎重を期すべきであります。何よりも一番大切なことは、合併することによって住民の暮らしがどうなるのか、地域がどう変わるのかをきちっと考えて、住民一人一人が納得した上で判断することであり、その判断材料を提供することが合併協議会の最大かつ唯一の使命ではないでしょうか。3町の住民サービスや事業、組織、財政、さらに待機事業等を合併自治体でどう展開していくのか、将来の財政運営や町づくりをどうしていくのか、それから税金や水道料金はどうなるのか。アバウトではなく、投げやりではなく、一つ一つ詳細に、具体的に協議し、徹底してその結果を3町の町民に示すべきであります。

しかし、残念ながら今回の3町合併協議会の現状は、その使命を果たすことなく、一つ一つの項目について熱心に協議することもなく、新市において調整するとか、新市において策定するとか、合併時に検討するとか、多くの項目で決めるべきことを決めずに先送りされております。これは、住民の知る権利さえ奪うことになりかねません。地域の大事な将来を決める合併協議会のあり方としては到底容認できません。これはだれが悪い、かれが悪いというよりも、ただ合併ありき、結論ありきの中で、非常に短期間での協議を強いられ、強引で無理な合併協議を進めなければならなかったところにその原因があるのであります。

このような不適かつ意味のない合併協議をいつまでも続けることは、3町ともに経費と労力のむだであり、許されることではありません。住民の間からは、こんな合併協議は一刻も

早くやめるべきであるという声が沸き起こっております。また、大河原町、村田町からも、迷惑だから早く柴田町が引導を渡してやめてほしいとの声がたくさん寄せられてきております。このような不条理な合併協議をストップさせるためには、もはや柴田の議会が責任と勇気を持って離脱を決意する以外にないのではないのでしょうか。

次に、先ほど来取り上げられている住民投票の実施について、一部に根本的な誤解があるようなので、私の考えを一言申し上げます。

今回の3町合併について、住民投票の実施はまだ決まっておりません。住民投票については、住民意向の確認の手段として3町長の間で実施に向けて協議されたもので、その方法等については合併協議会での協議項目となっているものであります。

そもそも、我が国では、住民投票制度は法的に裏づけされているものではなく、あくまで住民の意向を調査する方法の一つであり、投票率が低い場合は開票しないとか、投票結果には首長も議会も拘束されないなど、要するに現行制度では参考としてしか扱われないのが現状であります。現行制度で認められているのは、民主主義の根幹である選挙が唯一の住民の意思を確認する方法となっているのであります。

先般の町議会選挙は、3町合併問題が最大の争点でした。選挙結果は反対を主張した候補者が過半数を占め、合併に対する直近の住民の意向は合併反対を示したと判断すべきです。

今回の3町合併問題について言えば、住民投票を実施するかどうかは、それぞれの町が住民投票条例の制定を議会に諮って決定するものであります。したがって、今まで、本町においては住民投票を実施することが決まっているということではないのであります。

それにもかかわらず、住民投票の実施が決定しているかのような勘違いをして、それをしなければ約束違反とか住民の意思表示の権利を奪うとかという考え方は、現時点では明らかに間違いであります。合併の協議自体をないがしろにして住民投票実施がひとり歩きしているようなことがあれば、それは本末転倒であります。

以上、私は、柴田町は合併せずに単独で歩いていくことの方がはるかに住民の利益にかなうという判断の上に立って、本陳情を採択することに賛成いたします。同僚議員の皆様の賛同をお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって討論を終結いたします。

これから陳情第1号について採決を行います。

この採決は記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔書記議場閉鎖〕

○議長（我妻弘国君） ただいまの出席議員数は17名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番平間奈緒美さん、2番佐々木裕子さんを指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。

よって、立会人は、1番平間奈緒美さん、2番佐々木裕子さんを指名します。

投票用紙を配付します。

〔書記投票用紙を配付〕

○議長（我妻弘国君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げますが、投票は記名であります。採択に賛成の方は賛成と、採択に反対の方は反対と書き、自己の氏名もあわせて記載ください。

また、会議規則第82条の規定による白票等については反対とみなします。

投票箱を点検させます。

〔書記投票箱点検〕

○議長（我妻弘国君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

記載所は特に設けておりません。それぞれの議席で記載の上、投票箱に投じていただきます。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、その順番で投票箱に投票願います。

再度、議員名が書いてあるかどうかもう一度確認してください。

点呼を命じます。

○議会事務局長（松崎 守君） それでは、私から呼び上げます。

1番平間奈緒美議員。2番佐々木裕子議員。3番佐久間光洋議員。4番高橋たい子議員。5番安部俊三議員。6番佐々木 守議員。7番広沢 真議員。8番有賀光子議員。9番水戸義裕議員。10番森 淑子議員。11番大坂三男議員。12番舟山 彰議員。13番佐藤輝雄議員。14

番星 吉郎議員。15番加藤克明議員。16番大沼惇義議員。17番白内恵美子議員。

○議長（我妻弘国君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） なしと認めます。

投票漏れなしと認め、投票を終わります。

これより開票を行います。

立会人、1番平間奈緒美さん、2番佐々木裕子さん、立ち会いをお願いします。

〔立会人2人登壇〕

〔書記登壇席にて開票〕

○議長（我妻弘国君） それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数17票、うち賛成10票、反対7票。

その内訳を事務局長から報告いたします。

○議会事務局長（松崎 守君） ただいまの投票において、採択することに賛成と反対は次のとおりであります。

賛成と記載した議員、1番平間奈緒美議員、2番佐々木裕子議員、3番佐久間光洋議員、4番高橋たい子議員、6番佐々木 守議員、7番広沢 真議員、9番水戸義裕議員、10番森淑子議員、11番大坂三男議員、17番白内恵美子議員、以上の10人であります。

次に、反対と記載した議員は、5番安部俊三議員、8番有賀光子議員、12番舟山 彰議員、13番佐藤輝雄議員、14番星 吉郎議員、15番加藤克明議員、16番大沼惇義議員、以上7人です。

○議長（我妻弘国君） 以上のとおり、採択することに賛成が多数であります。

よって、陳情第1号柴田町・村田町・大河原町合併協議会からの離脱に関する陳情は採択することと決しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔書記議場開鎖〕

○議長（我妻弘国君） （「議長」の声あり）ただいま町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○町長（滝口 茂君） ただいま、去る3月22日に行われた柴田町議会議員選挙の結果、合併に対し慎重反対派議員が過半数を占めたことを受けて、町民から出されていた柴田町・村田町・大河原町合併協議会からの離脱に関する陳情書がただいま採択されました。

私は、今回の選挙を通じて、直接表明された民意に基づく柴田町議会の議決を重く受け止め、ここに柴田町・村田町・大河原町合併協議会から離脱することを表明いたします。

これまで、柴田町の現状を憂い、合併に夢や希望を抱き活動されてこられました住民発議の代表者を初め、関係した町民の皆さんにはこのような結論に至りましたことをこの場をおかりしおわび申し上げます。

また、齋大河原町長、佐藤村田町長を初めとする合併協議会委員の皆様や、高橋事務局長を初めとする職員の皆さんのこれまでの献身的なご尽力に対し、改めて敬意と感謝を申し上げます。

それでは、なぜ今回離脱を決意したかについて、私の考えを述べさせていただきます。

まず初めに、柴田町における合併問題に関するこれまでの経緯についてからお話しします。

昨今、地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化社会や人口減少社会を迎え、また、それに伴う財政難で大きく変わりました。介護等の福祉問題、地域医療の問題、いじめや引きこもり、児童の虐待などの教育・子育て問題や、ごみ処理などの環境問題など、いずれも日常生活に密着した新たな行政課題が生まれております。

こうした課題を解決し、地方自治体が主体的で、安全で住みよい町をつくっていくためには、今後我々基礎自治体である市町村はどうあるべきなのか、どのような地域の将来像を描いていったらよいのか、その進むべき方向性を明らかにする必要があります。

柴田町においては、平成17年3月に3町合併が大河原町の離脱によって破綻した後も、4年間にわたり将来の柴田町のあるべき姿をめぐって、合併かそれとも自立戦略かで議会との間でギクシャクした関係が続いてまいりました。どちらの考えも、柴田町を将来にわたって発展させたい、少しでも子どもや孫によい町を残したいという目指すべき頂は同じでありながら、登るべき道筋の選択で考え方を異にしてきたように思います。

柴田町独自の道では急激な少子高齢化や財政難に対応できないとするのが、3町合併を推進する論拠であります。3町合併で生活圏と行政圏を一致させ、県南の中核都市の自治権を目指して役所の行財政能力の向上や財政基盤を確立する、つまり、団体自治の強化で現状を打破しようとする考え方でございます。

しかし、問題なのは、住民に対して合併すれば地域が発展する、合併すれば県南中核都市が実現するといった幻想が盛んに振りまかれ、その結果、合併効果について町民の間に無批判な合併バラ色論が蔓延してしまったことです。こうした盲目的な合併信仰が広がることは、柴田にとっても柴田町の町民にとっても大変不幸なことでございます。しかし、立ち止



まって冷静に考えればわかることです。世の中、努力をしないでいい結果が生まれるはずはありません。私からすれば、大きいことはいいことだ、合併すれば何とかなる、合併はしてみなければわからないといった空念仏にしか聞こえません。

町民の皆さんが聞きたいのは、合併後の柴田町の将来ビジョンはどうなるのか、合併すると暮らしはどう変わるのか、新たな自治体モデルをどうつくるのかです。3町の議員の方々で組織されている県南中核都市実現の会が、まず私は中核都市の将来ビジョンや基本的政策を町民に説明するのが会としての責務だと思います。しかし、この時点においても、合併後の都市ビジョンも、今後目指すべき自治体モデルも、はたまたそこに到達するまでの改革プログラムも示されておられません。合併協議会でつくればいいというのは余りにも私は無責任だと思います。

10年後、20年後の先を見据えて夢を語るのも政治家の一つの仕事ではありますが、夢を実現するために当面する課題を一つ一つ住民とともに現実的に解決し、町民の負託にこたえていくのが我々政治家の務めだと私は思っております。現状を改革できないで未来が切り開けるはずはないと思っております。

私は、今後さらに少子高齢化社会が進めば進むほど、行政と住民が顔の見える範囲内での行政のきめ細かな対応や目配り、見守りが不可欠であると思っております。残念ながら合併した自治体においては行政と住民との距離感が拡大し、職員と住民との信頼関係が薄れ、行政に守られているという安心感が大きく後退しているのが実態でございます。合併後の現状を、逃げないでやはりよく検証して、それから考えてもいいのではないかと思います。

少子高齢化社会において私たちがやるべきことは、合併して行政区域や行政規模を拡大することではございません。住民のやる気を引き出し、これまでのお役所仕事を住民参加と協働による行政スタイルに転換していくことでございます。行政と住民との信頼関係を進化させ、住民自治の実践力を高めていくことが重要だと考えております。

地方自治を本物にするためにも、自分たちの町は自分たちの手でつくるといった気概や、自立の精神の涵養、さらに自分たちが住む町に愛着と誇り、そして責任感を持つ住民を育てていくことが我々自治体に求められていると思っております。寄らば大樹の陰といった他人任せや、国のお金を当てにしてよい町ができるはずはありません。

今回の選挙結果は、まさに私の考えと軌を一にしたものとなりました。町民の皆さんは投票を通じてはっきりと3町合併に対し否定的なメッセージを発したものと受け止めております。今さら、財政危機をみんなで乗り越えた柴田町には3町合併は必要ないという私の主張

と、町民の判断に大きなずれがないことが裏づけられました。町民の皆さんには、未来に向かって柴田町が歩むべき道を確認な目を持って賢明な判断のもとに選択されたと思っております。

私は、今回の3町合併については、住民発議とは名ばかりで、実際は議員さんが主導して行ったと思っております。民主主義の根幹である選挙において、だれにでもわかりやすい形で町民の意思が明らかにされたことで、私は大変勇気づけられましたし、自信を持って柴田町の未来を選択できる決断をきょうさせていただきます。これまで、合併問題で議会とギクシャクしてきただけに、今回、住民、議会、執行部の3者が一致した意思表示ができたことは、大変大きい意義があると思っております。

改めて、離脱を決意した理由をまとめてお話しします。

一つは、先行して合併した自治体の住民から、合併してよかったとの声が聞こえないどころか、住民と行政との間の距離が広がり、住民の声が行政に反映されにくくなったとの不満の声が多いこと。

二つは、住民自治のとりでである本庁舎が大河原町に置かれ、柴田町の役場が総合支所となれば、町民の不便さが増すばかりか、地元商店街へのダメージも大きく、柴田町が寂れてしまう懸念があること。

三つは、柴田町は既に合併効果以上の行財政改革を行い、将来にわたって財政危機に陥る心配はなくなり、今後さらに自立した発展が可能であること。

四つは、合併協議会では初めに合併ありきの考えが大勢で、その結論を急ぐ余り議論の深まりに欠け、合併のメリット・デメリットの明確化や、合併すれば住民負担や行政サービスが上がるのか下がるのか、住民投票の際の適切な判断材料を示すまでに至らなかったこと。

五つは、町民の間には、直近の選挙で表明された民意を冷静に分析し、3町合併問題は決着したとの認識が広がっており、たとえ民主主義の維持にはコストはかかるといっても、この厳しい財政状況においては、改めて住民投票に人件費を含めて約1,000万円もの経費をかけるべきではないとの住民の声があり、約1,000万円あったら延長保育の実施や側溝の整備、防犯灯の設置や子どもたちの図書費や遊具に使ってほしいとの意見も出されております。

ただいまは、反対討論の中で住民投票の話が出てきましたので、誤解がないように、この柴田町におきます、議会における住民投票をめぐる議論の経過を明らかにしておく必要があります。

前回の3町合併に至る住民投票を条例化する際に、合併を推進する議員がこう申し出ており

ました。「私は、合併の民主主義と政の認識は違うと思います。例えば、下水道工事で柴田町と大河原町との境界線での不合理と無駄な事業費、船迫中と村田二中と大河原中での無用の生徒のトラブル、新市面積でも3町は共同生活している。それらを認識している住民が住民投票無用論であります。議員が決めればいいと、議会制民主主義は成熟していると確信しております」と。合併を最終的に決めるのは議会であると、再三この場で私に追及されました。

さらに、平成21年2月議会において、私が常設の住民投票制度を盛り込んだ住民自治による町づくり基本条例を提案した際も、条例の制定は慎重を期さなければならないやに、住民自治はその根づく土壌があってこそ育つものである。土壌づくりと啓蒙・啓発には相当時間がかかる、機が熟した時期を見て条例化すべきで、現時点で時期尚早であるとして、合併推進の方々が数の論理で否決されました。

合併推進派の方々の言い分は、この柴田町には、欧米各国のように民主主義政治が浸透し、住民の自治意識が成熟している状態ではなく、住民投票は流行語で、まだまだ議論すべきが多いというご提案でした。こうしたことから、柴田町においては現在、一般的な住民投票制度は制度化されておりません。

これは、どういうことを意味するかと申しますと、町長が住民投票を発議しても、住民が発議をしても、必ず議会の議決を得なければならないということでございます。決定権は議会にあります。まさに推進派の方々が、最終的には合併は議会が決めると再三この場で叫んでいたとおり、今度は逆の形ではありますが、議会制民主主義が正常に作動し決定されたものと受け止めております。自分たち自身が柴田町における住民自治をこれまで再三否定しておいて、今さら一方的に住民投票がすべてであるというような言い方は、議会人としていかなもののでしょうか。皆さん、いかが思われますでしょうか。

今後、ますます地方自治体を取り巻く環境が厳しくなる中で、これまで以上に行政能力の向上や財政の健全化に努めていかなければならないのは当然でございます。合併もそのための一つの有効な手段であり、合併のスケールメリットもそこにあることを否定するものではありません。

しかし、柴田町や柴田町民にとって今回の3町合併が将来によい結果をもたらす可能性よりも、これまで培ってきた行政と住民相互の信頼関係が弱まり、住民自治を基本とした町づくりが後退してしまう危惧の念が大きく、それならば、これまでの自立戦略を進化させ、質の高いコンパクトシティを目指し、町民一丸となって町育てに力を入れた方が柴田町の持続

的發展につながると確信した次第でございます。

私は、本日をもって、これまでの政治的対立軸は解消しなければなりません。今、町民は合併推進派も合併反対派も、合併慎重派も望んでいません。これからは、これまでのしがらみを乗り越えて、新生柴田町のために私たちみんなが力を合わせて前進していかなければなりません。これ以上政治的対立の構造を引きずるべきではないと、多くの町民は思っているはずです。私たちは、子どもや孫たちによい柴田町を残すためにも、よりよい未来を切り開くためにも、町民、議会、執行部が結束して町づくりに臨みたいと思っております。私たちはやればできます。今こそ融和を図らなければなりません。

最後に、大河原町、村田町とはこれまで以上にお互い切磋琢磨し、競争と協調の関係を維持しながら連携すべきところは連携し、お互い魅力あふれる町づくりに取り組んでまいります。

以上、私の意見を述べさせていただきました。

○議長（我妻弘国君） ただいまから休憩いたします。

午後 1 時から再開します。

午前 1 1 時 4 2 分 休 憩

[午前11時42分 13番佐藤輝雄君、16番大沼惇義君 退場]

---

午後 1 時 0 0 分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開します。

---

日程第 4 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 0 年度柴田町  
一般会計補正予算）

○議長（我妻弘国君） 日程第 4、議案第 1 号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第 1 号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成20年度柴田町一般会計補正予算は、先般開かれました第 1 回定例会の後に、地方譲与税、各種交付金、地方交付税及び財産収入などの歳入が確定し、歳出にお

いて後期高齢者医療特別会計繰出金の確定など各事務事業費の精算が完了したことによるもので、歳入歳出とも1億323万8,000円の減額補正をすることになりました。

この減額補正によります補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ105億9,405万円となります。

以上の補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） それでは、詳細説明をいたします。

処分日は3月30日になります。

議案書の5ページをお開きください。

今回の補正は、町長がただいま提案理由で申し上げましたが、歳入歳出の予算総額にそれぞれ1億323万8,000円を減額し、補正後総額を105億9,405万円とするものです。

10ページをお開きください。

10ページの第2表は、繰越明許費の補正を行うものです。事業費見込額の変更によるもので、定額給付金事業、子育て応援事業、船岡西ポンプ設置事業、この3事業について事業費の増減を行っております。

次のページの第3表は、地方債補正ですが、公営住宅整備事業費、まちづくり交付金事業費、地方特定道路整備事業費、これらについて限度額の減額補正を行いました。これは事業費の確定による変更です。

続きまして、事項別明細書により説明いたします。

歳入歳出の大部分が決定見込みや額の確定によるものですので、主な事項だけご説明いたします。

最初に歳入です。15ページからになりますが、まず17ページをお開きください。

上から2段目、款11地方交付税、これは特別交付税の決定による4,485万9,000円の増額補正となります。

18ページをお開きください。

2段目の表になります。款14使用料及び手数料、目1総務使用料、行政財産使用料451万9,000円の減額ですが、このうち428万4,436円は、西船迫のショッピングセンター1社の平成

20年度分使用料に当たります。経営状況が芳しくないということで、さきの議会でも平成17年度からの滞納分について減額補正を行い承認をいただきましたが、今回は、現年度分、平成20年度分についても納付見込みがないことから減額補正を行うものです。なお、当該企業は現在経営再建について計画協議を進めているところであり、町としてもこの推移を注視しているところであります。

25ページをお開きください。

款17財産収入、土地売払収入です。689万円を計上しております。船岡七作地内の新栄通線、そこに沿っている土地約196平米、これを地続きの個人に売却したものです。単価は坪当たりで換算すると11万6,000円となります。

上から3段目になりますが、款19基金繰入金1億4,581万2,000円の減額をしています。財政調整基金の平成20年度取り崩し額、これを減額するもので、実質的には基金への積み立てと同様になります。

本補正による平成20年度末の基金残高は、財政調整基金、町債等管理基金合わせ約9億1,400万円となりますが、平成21年度予算で2億7,200万円の取り崩しを行っており、また、これから今後の20年度決算による決算剰余の積み立てを加味すれば、21年度の実質基金残高は約7億円規模と考えています。

次に、歳出について説明いたします。

28ページから歳出となりますが、支出見込み及び額の確定による補正となります。

まず33ページをお開きください。今回の補正で増額となる補正です。

款3民生費、目1社会福祉総務費で、国民健康保険事業特別会計の繰出金540万2,000円を増額補正いたしました。国保税軽減に係る保険基盤安定分として826万2,000円を追加したことが大きな要因となっております。通常、3月議会で報告いたしますが、今回は議会が1カ月早まりまして2月となったために、今回間に合わず、今回の補正となったものです。

最後のページになります。55ページをお開きください。

款13予備費です。2月の補正予算以後、合計で45万8,000円の予備費充用を行っております。主に歳入歳出の調整に充てております。補正後の最終残高は6,492万4,000円となっております。

以上、詳細説明となります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入りますが、質疑は繰越明許費補正、地方債補正を含め総括と歳入を一括質疑といたします。歳出については、款1議会費28ページから、款3民生

費37ページまで、款4衛生費38ページから款8土木費45ページまで、款10教育費46ページから款13予備費55ページまでといたします。

これより質疑に入ります。繰越明許費補正、地方債補正を含め歳入を一括といたします。なお、質疑に当たっては、ページ数を示してください。それから、つけ加えて、質疑は3回までできます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

次に歳出に入ります。28ページの議会費から37ページの民生費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。7番。

○7番（広沢 真君） 33ページの款3民生費の節20の扶助費132万円の冬季生活助成の減額補正がありますが、これは冬季生活助成の申請をされた方が予想よりも少なかったのかということと、それから昨年度比でどうだったのか。利用に際しては、周知徹底の問題はどうだったのかということをちょっと伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 減額分については、見込みより人数が少なかったということになります。生活助成事業の現在の使用状況をお話しした方がいいかなと思います。平成19年度に行われました交付なんですけど、これは現在まで94%の引きかえ率といたしますか、引きかえが終わっています。まだ残っているのが36万4,000円。平成20年度については、79%引きかえが終わっています。引きかえされていないのが136万2,500円。以上の状況になっております。追いかけて広報等で呼びかけを行いたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 32ページの款2総務費、町議会議員一般選挙費ですが、開票時間の目標時間、それに対してどうだったのかと、それから、職員の人数は何人出たのか伺います。

○議長（我妻弘国君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 過般行われました柴田町町議会議員一般選挙の目標時間でございますが、一応目標時間につきましては3時間ほど、事務局の方で主任等と相談しまして3時間程度以内で実施しようという考え方を持っておりました。実際、開票事務を行いましたところ、2時間30分ということで、目標よりも30分が削減されたということですが、当時の事務局の方とすれば2時間で何とかなるという判断はしたんですが、30分ほど若干延びてしまいました。それだけ慎重に立ち会いの方、それから事務局の方で最終的に慎重に行っ

た関係上30分ほど延びたと。当時の判断ですね。目標からは30分少なくなったということでございます。

それから、投開票事務の従事者でございますが、113名ということの人数になってございます。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。

次に、38ページの衛生費から45ページの土木費に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） ないようですので、次に46ページの教育費から55ページの予備費に対する質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもってすべての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決しました。

---

#### 日程第5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算）

○議長（我妻弘国君） 日程第5、議案第2号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第2号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成20年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の内容は、医療費の精算に伴う予算措置であります。

歳入につきましては、保険税の減額及び国庫支出金・療養給付費交付金等の額の確定による



ものでございます。歳出につきましては、財源の組みかえと保険給付費等に4,077万5,000円を追加補正し、総額36億4,655万7,000円とするものであります。

以上の補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（吾妻良信君） それでは、補足説明をいたします。

議案書65ページをお開きください。

第1条関係でございますが、歳入歳出予算額の総額にそれぞれ4,077万5,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ36億4,655万7,000円とするものでございます。

70ページをお開きください。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税1,540万1,000円の減額は、節1医療給付費分現年課税から節3介護納付金分現年課税までの決定見込みによります減額補正でございます。目2退職被保険者等国民健康保険税1,233万6,000円の増額は、節1医療給付費分現年課税から節3介護納付金分現年課税までの決定見込みによる同額補正でございます。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料の10万8,000円の増額は、過年度国税の督促手数料の収入実績によるものでございます。

71ページをお開きください。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金204万1,000円の増は、節1現年度分の療養給付費等負担金から後期高齢者支援金分までのそれぞれの決定見込みによる増減と、過年度分の1,000円の減額です。目2高額医療費共同事業負担金24万2,000円の増額は、国保連合会への負担金の確定見込みによるものです。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1財政調整交付金253万7,000円の減額は、節1普通調整交付金の財政調整交付金から後期高齢者医療費支援金財政調整交付金までの253万6,000円の減と、節2特別調整交付金1,000円の減額で、交付金の確定によるものです。目2高齢者医療制度円滑運営事業費補助金も、交付額の確定により44万8,000円の減額となります。

款4療養給付費交付金、項1療養給付費交付金、目1療養給付費交付金1,003万5,000円の減額は、支払基金からの交付金で退職者医療分の変更決定によるものでございます。

72ページをお願いいたします。

款6 県支出金、項1 県負担金、目1 高額医療費共同事業負担金24万2,000円の増額は、確定見込みによるものです。

項2 県補助金、目1 財政調整交付金112万6,000円の増は、1号交付金いわゆる療養給付費の負担分で479万7,000円の増と、2号交付金いわゆる医療費の適正化事業等に対するの交付金で367万1,000円の減額です。

款7 共同事業交付金、項1 共同事業交付金、目1 共同事業交付金1,581万2,000円の増、これは高額医療費の80万円以上の分に対する交付金でございます。目2 保険財政共同安定化事業交付金3,091万円の増、これにつきましては、高額医療費の30万円から80万円までに対する交付金で、変更決定によるものです。

73ページをお開きください。

款9 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金540万2,000円の増は、節1 保険基盤安定繰入金から、節4 職員給与・事務費分繰入金までの繰入額の確定による一般会計からの繰入金です。

款11 諸収入、項1 延滞金及び過料、目1 一般被保険者延滞金、目2 退職被保険者等延滞金の65万2,000円の増は、収入実績によるものです。

項2 預金利子31万9,000円の増は、積立金の利率確定によるものです。

項3 雑入、目3 一般被保険者返納金2万9,000円の減、目4 退職被保険者等返納金1万円の減、目5 雑入4万6,000円の増はそれぞれの確定によるものです。

75ページをお開きください。

歳出になります。ほとんどが交付額、補助金等の決定によるものでございます。事業実績に伴う増減でありますので、主な項目だけを説明させていただきます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費94万8,000円の減と、目3 医療費適正化特別対策事業費139万5,000円の減は、事業の確定によるものです。

76ページになります。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費7,550万6,000円の増、目3 一般被保険者療養費120万円の減、目4 退職被保険者等療養費101万円の減額は、おのおの療養給付の確定による増減であります。目2の退職被保険者等療養給付費は、財源の組みかえでございませう。

77ページをお開きください。

款 2 保険給付費、項 2 高額医療費、目 1 一般被保険者高額療養費1,243万5,000円の減、目 2 退職保険者等高額療養費4,698万8,000円の減につきましても、高額療養給付の確定による減額補正でございます。

項 4 出産育児諸費の出産育児一時金269万円の減、項 5 葬祭諸費の葬祭費150万円の減も給付人数の確定によるものです。

78ページになります。

款 3 後期高齢者支援金等から79ページ款 6 介護給付費までは、補正額はなく財源の組みかえとなります。

款 7 共同事業拠出金、項 1 共同事業拠出金、目 1 高額医療費共同事業医療費拠出金97万円の増、目 2 保険財政共同安定化事業拠出金837万3,000円の減は、国保連合会への拠出金の確定によるものでございます。

款 8 保険事業、項 1 特定健康診査等事業費、目 1 特定健康診査等事業費の41万6,000円の減は、節 9 旅費から、80ページの節14使用料及び貸借料までの事業達成による減額でございます。

項 2 保険事業、目 1 保険事業の10万円の増は、消耗品 5 万2,000円の減と、乳がん・大腸がん・前立腺がんの受診者確定による15万2,000円の増でございます。

款11諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 一般被保険者保険税還付金57万円の減と、目 2 退職被保険者等保険税還付金の 2 万2,000円の減は、保険税過年度分の還付金でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示してください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **討論なしと認めます。**

**これより議案第 2 号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。**

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決しました。

---

日程第6 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度柴田町  
老人保健特別会計補正予算）

○議長（我妻弘国君） 日程第6、議案第3号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第3号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成20年度柴田町老人保健特別会計補正予算の内容は、歳入につきましては医療費国庫負担金の確定によるものであり、歳出につきましては医療給付費の確定見込みによるもので、歳入歳出の186万2,000円を減額補正するものでございます。これにより、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ3億3,011万6,000円となります。

以上の補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（吾妻良信君） それでは、補正予算の補足説明を申し上げます。

議案書の87ページをお開きください。

第1条関係でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ186万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億3,011万6,000円とするものでございます。

90ページをお開き願います。

歳入になります。款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1医療費負担金、節1医療費負担金186万2,000円の減額は、医療費の決定見込みによる減額でございます。

次に歳出になります。款2医療諸費、項1医療諸費、目1医療給付費、節19負担金補助金及び交付金186万2,000円の減額は、支払基金連合会への負担金を減額するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。質疑ありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決しました。

---

日程第7 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度柴田町  
公共下水道事業特別会計補正予算）

○議長（我妻弘国君） 日程第7、議案第4号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第4号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成20年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算は、一時借入金利子102万8,000円の減額補正を行うものでございます。

この補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大久保政一君） それでは、95ページをお願いします。

平成20年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算であります。第1条であります。歳入歳出の総額にそれぞれ102万8,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ22億4,436万1,000円とするものであります。

98ページをお願いします。

2、歳入であります。款4、項1、目1 他会計繰入金102万8,000円の減額であります、これにつきましては一般会計からの繰入金の減額補正であります。

3、歳出。款4、項1、目2 元金、これにつきましては財源の組みかえでございます。目2 利子102万8,000円の減額であります、これにつきましては節23償還金利子及び割引料、地方債それから一次借入金の利子の確定による減額補正であります。

以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **討論なしと認めます。**

**これより議案第4号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。**

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） **起立多数であります。よって、本案は承認することに決しました。**

---

## 日程第8 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度柴田町 介護保険特別会計補正予算）

○議長（我妻弘国君） 日程第8、議案第5号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第5号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成20年度柴田町介護保険特別会計補正予算の内容は、歳入につきましては国庫支出金、支払基金交付金、県支出金などの決定によるもので、合計4,595万6,000円を減額補正するものでございます。

歳出につきましては保険給付費、地域支援事業費の確定によるもので、歳入補正と同額の4,595万6,000円を減額補正するものでございます。

以上の補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

詳細につきましては長寿社会対策監が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） それでは、補正予算について補足説明をいたします。

103ページをごらんください。

町長が提案理由で述べましたとおり、今回の補正予算については、事業の決定や交付金の確定により歳入歳出それぞれ4,595万6,000円を減額し、歳入歳出総額それぞれ16億8,330万2,000円とするものです。

歳入について説明いたします。107ページをごらんください。

款1 保険料、保険料の増額299万5,000円は、65歳以上の第1号被保険者の保険料の確定見込み分を計上しております。

款3 使用料及び手数料の増額72万7,000円は、主にケアプラン作成対象となる要支援者の介護予防サービス計画手数料の確定分を計上しています。

次の、款4 国庫支出金から、款6 県支出金の増減は、いずれも決定見込みによる補正です。

款4、項1 国庫負担金の45万2,000円の増額は、介護給付費国庫負担金の確定によるものです。

108ページをごらんください。

款4、項2 国庫補助金の1,155万1,000円の減額は、調整交付金の確定によるものです。

款5、項1 支払基金交付金は、3,798万8,000円の減額となっております。これは、支払基金から受けた介護給付費交付金の平成20年度概算に予算額を合わせたものです。9月の精算で整理することになります。

款6、項2 県補助金の78万円の減は、地域支援事業の事業確定によるものです。

109ページをごらんください。

款10、項2 預金利子の13万3,000円の増は実績によるものです。

款10、項3 雑入の5万6,000円の増は、主にコピー代の実績によるものです。

次に、歳出についてご説明申し上げます。110ページをごらんください。

款2 保険給付費から款4 地域支援事業費までの減額補正は事業確定によるものです。事業確定により、各科目で減額補正を行っておりますが、その減額分は予備費として整理いたしました。介護保険の給付費は、毎年9月に前年度分を国・県・町の負担割合により精算を行うこととなります。

主に補正事項を説明いたします。

款2、項1 介護サービス等諸費、要介護1 から要介護5 の対象者への居宅介護サービス給付事業の確定分で、この項合計で3,204万円の減額補正となります。

111ページをごらんください。

款2、項2 介護予防サービス等諸費、要支援1 から要支援2 の対象者への予防サービス給付事業の確定で、この項合計で116万円の減額です。

次に、款2、項3 その他諸費の37万円の減は、国保連合会審査支払手数料の支払実績によるものです。

112ページをごらんください。

款2、項4 高額介護サービス等費は、事業の確定により減額補正を行っております。この項合計で28万円の減額です。

款2、項5 特定入所者介護サービス等費も事業の確定により減額補正を行っております。この項合計で203万円の減額です。

113ページをごらんください。

款4、項1、目1 介護予防高齢者施策事業費で、711万9,000円の減額です。賃金から負担金補助及び交付金までの事業確定による減額です。節13委託料、特定高齢者通所型介護予防事業委託料225万円の減は、介護予防事業参加者数の確定によるものです。次に、生活機能評価業務委託料420万円の減は、65歳以上の受験者の確定によるものです。

114ページになります。

款4、項2 包括的支援事業費、いずれも事業確定による減額補正です。項合計で9万4,000円の減額です。

款8、項1 予備費、今回の減額補正286万3,000円を整理しております。9月の補正予算で精算することとなります。平成20年度分保険給付費の負担割合による精算により、国・県支払基金等に負担金等の返還が必要になりますが、そのときの水準となる金額です。

以上です。よろしく願いいたします。



○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。質疑に当たりましてはページ数を示してください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決しました。

---

---

日程第9 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算）

○議長（我妻弘国君） 日程第9、議案第6号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第6号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成20年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の内容は、歳入につきましては保険料の見込み額の計上及び一般会計繰入金決定によるものであり、歳出につきましては後期高齢者医療広域連合納付金の確定によるもので、歳入歳出とも994万8,000円を減額補正するものでございます。これにより、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ2億5,409万5,000円となります。

以上の補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（吾妻良信君） それでは、補足説明をいたします。

議案書の119ページをお願いいたします。

第1条になります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ994万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億5,409万5,000円とするものでございます。

122ページをお開き願います。

歳入でございます。款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料134万9,000円の減額、目2 普通徴収保険料284万3,000円の増は、それぞれ保険料の決定見込みによります増減で、トータルでは保険料149万4,000円の増額補正となります。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目2 保険基盤安定繰入金1,144万2,000円の減額は、低所得者軽減保険料分301万7,000円の減額と、被用者保険被扶養者軽減保険料分842万5,000円の減額で、保険料の軽減分を県と町で負担するものでございます。

歳出になります。款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金、節19負担金補助及び交付金994万8,000円の減額は、後期高齢者医療保険料納付金149万4,000円の増と、保険基盤安定負担金納付金1,144万2,000円の減額によるものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **討論なしと認めます。**

**これより議案第6号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。**

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） **起立多数であります。よって、本案は承認することに決しました。**

---

日程第10 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（柴田町町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（我妻弘国君） 日程第10、議案第7号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第7号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る柴田町町税条例等の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布されたことに伴い、柴田町町税条例等の一部改正を行い、同日付で専決処分をしたものでございます。

改正の主な内容は、町民税関係では平成21年から平成25年度まで入居した者を対象とする住宅ローン特別控除を創設したこと、上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率を3年間延長したこと、土地等の長期譲渡所得に係る特別控除を創設したこと、また、固定資産税関係では、現行の宅地に係る税負担の調整措置を平成21年度から平成23年度まで継続したこと等の改正であります。

以上、条例の一部改正について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（永井 裕君） それでは、詳細につきまして補足説明を申し上げます。

ただいまの提案理由でも申し上げましたが、関係法律等が公布・施行されたことにより、今回町税条例の一部を改正する条例の専決処分をし、承認をお願いするものであります。

今回の改正の主な点についてご説明いたします。

個人住民税関係では、個人住民税における住宅ローン特別控除が創設されました。対象者は、所得税の住宅ローン控除の適用者で、平成21年から平成25年までに入居された方です。所得税の控除期間が10年ですので、個人住民税では平成22年度から平成35年度までが新しい制度の適用期間となります。

所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額または所得税の課税総取得金額等の額に5%を乗じて得た額で、9万7,500円を超えるときは9万7,500円のいずれか小さい額が控除の対象となります。なお、確認の手続のため、これまでは給与

支払報告書等の提出など申告が必要でありましたが、今回の改正では不要となりました。

次に、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収方法が変更になったことでもあります。特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に、給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合、年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収することとしておりましたが、今回の改正により条項が削除されたものです。

次に、土地等の長期譲渡所得に係る1,000万円の特別控除が創設されたことです。平成21年及び平成22年の2年間に取得した土地等を5年を超えて所有した上で譲渡した場合、譲渡所得の金額から1,000万円を所得控除するという措置が講じられました。その年の1月1日において所有期間が5年を超える土地等が対象となるため、平成27年以降の譲渡が適用対象となり、個人住民税の課税の影響が出るのは平成28年度以後になります。

なお、譲渡所得の金額が1,000万円に満たない場合は、譲渡の所得金額が控除されることとなります。

次に、固定資産税関係では、医療法の改正に伴い、医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産に係る非課税措置の拡充が図られ、新たに社会医療法人、非営利型一般社団、財団法人、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合及びその連合会または国家公務員共済組合及び連合会が含まれることになったものです。

それから、据え置き年度におきまして地価が下落している場合に、簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を、平成19年度または平成20年度の固定資産税に限り継続してきましたが、引き続き平成22年度及び平成23年度についても継続することになりました。

また、平成21年度の評価替えに当たりまして、負担調整措置につきましても、依然として一部の地域に残る負担水準のばらつきを解消するため、引き続き現行の負担調整措置を講ずるとともに、負担の均衡化を図るため、現行制度の基本的仕組みを継続することとしました。

それでは、議案書の127ページをお開き願います。改正前が下の欄、改正後が上の欄になります。

今回の改正は多岐にわたっておりますので、主要な改正条文等について説明させていただきますので、よろしく願います。

第36条の2から、128ページの第47条の5までは、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収の徴収方法についての改正であります。当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額の特別徴収の方法によって徴収することになっていましたが、

徴収額が給付額を上回る場合も考えられることから、この条項を削除したものです。

次に、132ページをお開きください。

第58条の2ですが、新たに地方税法第348条第2項第11号の5として加えられたための改正で、社会医療法人が医療法に規定する救急医療等確保事業に供する固定資産税を非課税とする特例措置を講ずることとしたものです。

続きまして、134ページをお開きください。

附則の第7条の3の2は、個人住民税の住宅ローン特別控除制度が創設されたために追加された条項であります。

次に、135ページ。第8条肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例ですが、これは附則第7条の3の2の条項が追加されたための改正であります。

137ページをお開きください。第10条の2第3項ですが、高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象として政府の補助を受けて整備した高齢者向け優良賃貸住宅を追加したことによる改正であります。

138ページをお開きください。

第11条から148ページの18条までにつきましては、平成21年度から平成23年度までの固定資産税及び都市計画税の期間調整措置について、現行制度の仕組みを継続することになったための改正であります。

第11条の3第1項及び第2項平成19年度または平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例は削除されましたが、評価替えの年から3年間は価格を据え置くことになっていますが、評価方法が平成19年度に変更されるため、平成19年度または平成20年度に措置を講じ、平成21年度は評価替えの第1年度になることから、所要の措置が不要になったためであります。

144ページをお開きください。

第16条の3第3項及び第16条の4第3項、150ページ第21条の第3項、続きまして152ページの第22条第5項及び第23条第2項、155ページの第24条の第2項、156ページの第24条の4第2項及び第5項の改正は、分離課税であります山林所得等分を新たに加えるための改正であります。

150ページをお開きください。

第21条の2の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を5年間延長し、平成26年まで軽減税率が適用されることとしたものです。

続きまして、152ページをお開きください。

第23条の2ですが、特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例ですが、適用対象に平成21年1月4日において特定管理株式であった株式で1月5日に特定管理口座から払い出されたもののうち、同日以後に当該株式と同一銘柄の株式を売買していないことが証明されたものを追加することとしたものです。

続きまして、155ページをお開きください。

第24条の2先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例であります。対象に平成22年1月1日以後に行う金融商品取引法に掲げる有価証券で、金融商品取引所に上場されているものに表示される権利の行使もしくは放棄または有価証券の一定の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得を追加したものです。

158ページをお開きください。

第2条柴田町町税条例の一部改正ですが、これは本法附則の改正になります。

また、159ページの第3条柴田町町税条例の一部を改正する条例の一部改正は、改正附則を改正するものです。

165ページをお開きください。

附則ですが、第1条は施行期日を定めたもので、それぞれの規定は各号に定める日から施行することとしております。

第2条から第4条までは町民税及び固定資産税、都市計画税に関する経過措置を定めたものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご承認くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑に当たっては、ページ数を示してください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **討論なしと認めます。**

**これより議案第7号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。**

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決しました。

---

日程第 1 1 議案第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（柴田町国民健康  
保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（我妻弘国君） 日程第11、議案第 8 号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第 8 号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年 3 月31日に公布されたことに伴い、柴田町国民健康保険税条例の一部改正を行い、同日付で専決処分をしたものでございます。

改正の主な内容は、介護納付金分の限度額を平成21年度課税分から10万円に改正するものです。

以上、条例の一部改正について地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（永井 裕君） それでは、詳細につきまして補足説明いたします。

ただいま、提案理由でも申し上げましたが、関係法律等が施行されたことにより、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分をし、承認を求めるものであります。

173ページをお開きください。

第 2 条第 4 項及び第23条の改正は、被保険者間の負担の公平及び中間所得者層の負担軽減を図るため、介護納付金に係る課税限度額を現行の 9 万円から10万円に引き上げるものです。3月31日現在、限度額超過件数は113件ですので、1万円上がったとしても113万円の増となります。

次に、174ページをお開きください。

附則の第 3 項では、上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例が、次の

ページ、176ページ第7項では上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例の条項が新たに加えられました。

179ページをお開きください。

附則ですが、第1項は施行期日を定めたもので、それぞれの規定は各号に定める日から施行するものであります。また、第2項は適用区分を定めております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご承認くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑に当たっては、ページ数をお示しく下さい。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **討論なしと認めます。**

**これより議案第8号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。**

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） **起立多数であります。よって、本案は承認することに決しました。**

本臨時会に付された事件はすべて終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって平成21年柴田町議会第2回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時02分 閉 会



---

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年4月27日

議 長

署名議員 番

署名議員 番